

これに對しましては、先ずその立法の第一段階として、政府にこれを提案をせしむるべきことを第一におやりになつたのかどうか。ところが政府から要請されて議員立法としておやりになつたかどうか。この点一つ承わつておきたい。

○衆議院議員(吉米地英俊君) この資料が不十分であることは誠に申訳ないと思ひます。けれども、先ほど大蔵省から御説明がありました通り、これは農林省関係のものが多くて、それから資料ができておらないというふうなふうであつて、ここにも資料が少しありますけれども、これは学校などについて別個に一つ／＼挙つておりますので、これを総計して申上げるといふことではない。而もその学校の評価も全部が評価されておるのではなくて、まだ調査の行届かないものも政府のほうにあるようなのであります。で、若しその調査を待つておりましたのではこの国会には間に合わないといふような事情もあつたので、急いだわけでありまして。大蔵省のほうへは、この陳情を持つて行つて御相談したのであります。これは全国的なものではなくて、一地方のものであるから、大蔵省としても初めからこれは補助事業でやつたほうがよかつたのに、国費でやつたので、こういうふうになつたのであるから、無償に下したほうがいいと思ひけれども、現在の法律ではどうしてもこれを無償に下すということには行かないから、これは地方的のものであるから一つ議員立法として出したほうがよかつた、こういうお話で議員立法で出した次第であります。

とを先にお話になりましたが、資料は、政府にだけこれは依存し、政府にのみ差向くべきものではない。いやしくも議員立法というものは、政府に優先して、みづからその資料というものは整えて、そしてこれはいたすべきものである。それをそういう形式でもつてやらなくては、議員立法の本質というものが、その性格をなさない。その点で、従つて何かこれは陳情をして大蔵省との間に打合せの上でやつたのだと、こういうのですが、これ又非常に不可解なことなんです。いやしくも今日議員が政府に対して陳情というふうな要望はあり得ないことなんです。今日は、陳情なんというものは今から二十年も三十年も前に、官僚全盛時代においてこれは行われた行為なんです。我々としては、今日の民主国会として、政府に陳情するとか……又政府も、この機会に申上げますが、陳情を受けるなんという、露骨に申しますと非常に上つた態度というものは一掃しなければいかん。これは陳情というものは今日はないのですから、これ／＼のことをこの理由によつてお前しろ、こういうことではなければいかんのです。あなたの説明を聞いておるとそういうふうで、だからこの議員立法の性格が、政府をしてこれはせしむべきものである、政府提案として、そうして政府提案としてなお足らざるものと對してこの補償の要請というものをものと補足して完全なものにするということが極めて妥当というわけなんです。あなたは非常に提案者として謙虚の態度でお臨みになつておりますが、こういうことはそういう性質のものでないのだということ、それから

ら従つて、それであるからこれにはまだ地方の持つた犠牲性要望というものが完璧を期していないと思う。そういう事情があらになつたら、この際やはり明らかにして、そしてその足らざるものを今後において措置するといふことを私も願うので、これは一つお尋ねしたい。

○衆議院議員(吉米地英俊君) 今のお尋ね御尤もでございますが、二つの点に誤解があると思ひますから、私から釈明させて頂きたいのです。

一つは、陳情は議員がしたのではない、地元の人が陳情をしたのであります。私は大蔵省へ陳情には参りません。こういう陳情が来たが、どういふふうになつてゐるか聞きに行つたのであります。決して私が大蔵省へ陳情に行つたんではありませんから、この点は誤解あると思ひますから、一つ御了解願ひたいと思ひます。

次にこれは十分に資料を整えてからやるべきであるといふことは当然でありますけれども、大蔵省はこれを特別措置法によつて半額の負担で下下げるからといふことになつたのであります。私下下げるといふことは大蔵省の態度としてはきまつてしまつたのです。そこで、それを受けて立つか、若しくは地元の事情でこれを無償にしたらどうかといふことは、早急に決定しなければならなかつた問題なのであります。ただこのままですつと行くのに、地元からこういう陳情をして来たのではなくて、大蔵省ではこれを下下げると、この現在あるところの措置法によつて下下げて行くといふ通牒を受けて立つたのでありますから、そこにすべての資料を完備してそれから持つて

来るという余裕がなかつたんだらうと、私はこう考へるのです。そこで私は大蔵省へ行つて話しましたことは、若しこれがこの国会に立法ができなかつたとするならば、この立法ができるまで下下げを延ばしてもらふことができるかどうかといふことを念を押したのであります。そうすると、若しこの国会においてできなければこれを延ばしてもよろしい、こういう意向を聞いて参つたのであります。

○平林太一君 今吉米地君からお話があり、大いに陳説されたのであります。が、陳情、これはあなたは大蔵省に誤解なんです。そういうことはあなたの方、地方民が陳情をして自分はその陳情をしなかつた、これは議員責任の回避も甚だしい、誰が、議員が政府に陳情するなんていうことが今日の時代にはあり得ないことです。いわゆる地方民に陳情させるという形式をとらせてはいかない。地方民に陳情をさせるということをすることは、議員がやはりその地方を代表してここへ出ておるのであるから、地方民が来たら、陳情なんということは一口も言つていかん、おれが本當に全部引受けてやる、而もそれを政府に対して政府というものは地方のことはよくわからないのであるから、地方のことはちゃんとそれを要請する、要求する、だからさあ一つ何でもたれ、おれが口を利くから、それを言えと言つて、そういうことを政府のほうになされて行くのであつて、何もあなたは、あなた御自身がおれは陳情はしない、併し地方民が陳情したんだ、こういうようなことは、これは非常に私は、そういうことは議員の、国会の性格として今後とし／＼直して

行かなければならない。同時に政府もやはりそういうことを通じて……。いやしくも陳情といふことと要求といふことでは、事はえらく違ふのです。受入れるほうは陳情といふことで行けば向うも裏をかくてしまふ。政府の関係者といふものは、要求といふことで行けば、向うでやはりこれは鞠躬如とせざるを得ないであるから、(笑聲)そうなれば、それがどし／＼解決して行く。こういうことですから、そのことを私が申上げてゐるのです。ところがこの立法のいわゆる基礎をなしたものは、その政略、妥協なるいわゆる政府をしてせしめるということではなくて、政府をして、してもらふのだという陳情によつて出て来たといふことが、非常にむしろ今立法に對する内容といふものが弱められてゐるということをおのほうでは感ずるのでありますから、これはあなたに御意見として申上げたのであるから、これ以上別にとかく申上げるわけじやないのですが、要するにこの立法が私のほうは極めて妥協なことであるといふことを思ふので、そういうことを申上げるわけでありまして、まあ資料のことについては後段にお話があつたが、それはよろしい。政府は、管財局の課長が来られておるが、一つ課長のほうへこの際いろいろ何といひますか、私どものほうは不満です。なすかのような議員立法といふことを待たずしてこういう処置をみずからすることの態度に出なかつたか。それから時期は遅れておつたとか、何とかといふお話であれば、これは職務怠慢も甚だしいと思ひ、私は、かようなことに対して、或いは又そういう怠慢でなければ、こういうものの取

扱いに對するセンスというものが、依然たる官僚的な態度が拭ききれないから、かようなことに相成つたと、こういうことを、まあこれは物靜かに申し上げるわけなんです。(笑聲)それに對して弁明は要りません。これは今後の問題もあるから……。そういうことなんです。これは管財局に……。

○衆議院議員(吉米地英俊君) お言葉はよく拝承いたしました。今後善処いたしますけれども、この陳情は、道民が大蔵省へ陳情書を持つて行く。これを阻止する理由もないと私は考えておつたのであります。私も陳情を受けたのであります。私も受けたので、私もこういうことをよくみずから勉強して、これはこうしなくちゃならんといふかんと、やるべきだつたけれども、今までそういうことをやつておられなかつたことは誠に済まなかつたと思ひます。まあこの点は一つ御了解を願ひたいと思ひます。

○平林太一君 いや。 (笑聲) 管財課長の答弁。

○説明員(木村三男君) 只今平林委員から嚴重な注意を受けましたが、私も並びに農林省を含めまして、まあ今更申訳にはならないのであります。が、北海道におけるこの種財産の扱い方につきまして、具体的な適當な措置をとりたいとかね／＼考へておつたのであります。そこで現行の措置法の範圍内で何とか片を付ける方法はなからうかというので、例えば現行法の解釈の中で住宅のほうはどうだろうか。これは生活困難者の収容施設ということで解釈がつくんじゃないか。それから学校等につきましては、半額譲渡、或いは戦災その他の災害の指定を受けた団体

につきましては七割減額控除、こういうような線でもやつて見ますというところ、かなりのところで行けるのじゃないかというので、その辺、現地の財務局、それから道も非常に深い関心を持つておりますので、その辺で解決をつけよう、つける必要があるかどうかというので、非常に遅れておつたのは誠に申訳ないのであります。そういうことを私どものほうと農林省のほうで進めて来たのであります。それに付しましては、先ほど提案者の吉米地議員からお話がありました通り、現在に即して見るという、それでも問題が片付かない。それではすぐさまに政府立法という段取りへ持つて行くのがおつしやる通り誠に筋なんでありまして、決してこれを回避するといふわけではありませんが、これはいろいろ内閣の方針としまして、どのくらいの法律を出すかと、まあいよいよちよつと時期が遅れておるような感もあるもので、次の機会に待たうかどうかという上層部の意見がございまして、それならばそれでいいというところで考へていたものであります。それがや間に合わないといふようなことで、だん／＼家は古くなり、市町村並びに居住者の負担がますます重くなるのではないかと、余り長くは待てないというふうなことで、只今申上げましたような経過によりまして、議員立法というお話が出たのであります。これに對しましては私ども甚だ申訳なかつた次第であります。が、そういうふうな意味の立法がなされ、それから内容を検討しますというところ、我々の考へておりましたようなことが盛り込んでありますので、これならば政府といたしましても異存がな

いのみならず、これにつきまして運用の万全を期して行つたならばよからう。こういうことで、非常に遅れましたことは重々申訳ないのであります。今後こういう例もあるかと思ひますが、十分留意いたしましてかかすることのないようにいたしたいと存じます。

○平林太一君 只今課長から、青年というものは非常に純情である、青年課長らしい良心的な御答弁で、私も非常にその点は了とするものであります。只今お話にある通りですから、やはり今後内地、北海道以外の地域におきましても、やはりこの北海道の事情とは異なることは先刻も課長からのお話でよくわかつておるわけでありまして、併し内地におきましても、この内容、或いは精神面と申しますか、そういう面におきまして、こういうふうなことに對する開拓地等に対しては相當各府県にありますが、それら固有の所有になつてゐるものにつきましては、十分一つこういうものを契機としてお考へになられて、そうしてこのいわゆる政府みずからがこの仁政、いわゆる仁愛の行政をやるといふことを鋭意お忘れにならないように……。我々のほうでは実は政治をやるといふから、事務をやるといふから、一々国内の細かいことを知るといふわけに行かない、又知らないといふことが或いはいいわけなんです。そのためにあなたの方にお仕事をやつてもらつてゐるのですから、仕事をやつてゐるものは、その細かいところまで皆一目瞭然、殊に管財局は国有地關係について全部わかるのですから、常に良心というものを働かせて、昔のように国有地というものが天皇のいわゆる権力による、或

いは天皇の何か財産によるというふうなものとは今日とは變つて来たのですから、昔は、そういうことによつて、いわゆる国有地は即天皇のものであるといふようなことであるから、国有地を何か民間に移すといふことは、それだけ天皇の権力というものが失われて行く、失われて行くといふことになる。といふと、それはやはり国民に對するその力を逆に増大する、これは何も私はイデオロギーの問題を言つてゐるのではない。本當にやはりこの國民を基礎とした政治をしなければならぬといふことでこれは申上げてゐるわけでありまして、この点、一を申上げれば十分を知るといふあなたの睿智聰明な課長を見込んでこのことを申上げるわけでありまして、管財局長ともこういう点に十分にお打合せになられて、国内においていやくもこの農耕に勤しむるといふような、こういう人の取扱といふものは、今日一番國家の余慶とか、國家から受けるところの受權とかいふものが一番遅れてゐるわけでありまして、私、農民運動者でないからそういうことを言うのではない。私自身としては人間としては保守的な人間なんです。併しこれは余りにも見るに忍びないわけなんです。だから、やはりこういうことはたま／＼今申上げたように陳情なんといつて泣くようなことを言つて来るのだ、それがつまり政府で聞き入れるとか聞き入れんとかいふことで、それから根本的に考へになつて、こういう機会に、管財局は国有財産といふものをお持ちになつておるのですから、速かに一つ、何も別に国有地を外國へ売つてしまふとか失ふとかいふものじやない、國民自体のものになつた

といふことと、国有地であつてそれを借り受けてゐることは、意欲の上で非常な違いがある。そうしてその意欲が発生することによつて国力が充實する。今日において、いわゆる民有ですね、國民の所有であるといふことに對する何か輕重を論ずるの要は何ぞないものであります。その点は十分御注意になつて、国内における開拓といふことじやありません。いやしくもそれが民力の發展、高揚になり、充實、増大になることは、進んでそういう立法をどし／＼一つ我々に出してもらひたい。ところが、出し方が今日までの経緯から見ると甚だ少いのです。これはもつと政府案として、元は管財局になりましてけれども、そういうものをどんどん出して来て、我々に、こういうこともあります。こういうこともあります。すといふようにやつて、一つ勉強を大いに管財局であつて頂きたいといふことをこの際申上げてきます。

○説明員(木村三男君) 御指摘の点十分留意して参りたいと思ひます。

○小林政夫君 今の管財局の第一課長の説明によると、この「譲与することができる。」と書いてあるだけで、今のようないふ實際措置ができることになるのか、法律解釈として……。

○説明員(木村三男君) 先ほど申上げました住宅などにつきましては、解釈によつて無償にもなし得るけれども、今度のことでありまして、今度の法案をどう見ますかといふと、ここにそういう解釈によらなくても、緊急開拓のために北海道において國費を以て作つた学校、診療所、住居、こういうふうに並べてあります。それは所在する市町村に對して譲与といひますから、無償で

譲渡することができるといふ意味の規定になりますので、この法の適用によつて無理な解釈をしないでもこのまま譲渡できるといふ形になります。

をとりたたい。そうしてこの立法が妥当な適切な立法であつたということが立証せられるようにこの際強く要望いたして、本案に賛成の意を表するものであります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、御異議ないものと認めます。

先ず、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案の衆議院修正点について説明を聴取いたします。

の権限を全部又は一部都道府県知事に委任するといふ事項を入れたのであります。これは御説明申上げざるまでもないのであります。何分いろいろとたぐさんの事務がありますので、やはり都道府県知事にも知らしめておいたほうがよからうといふことになりました。この権限委任の事項を差加えました。

すが、これを削除したことによつて、当初あなたのほうで取締の範囲として考えておつたことが、狭まるという虞はないと思われませんか。

先ず第一条であります。第一条にありますが「又は後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭の支払がある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて」という言葉がありますのが、表現が甚だ不明確でありまして、実際の取締りに当りまして不当な拡張解釈をされる虞れがありますので、これを削りました。それが第一点であります。

原案の第八条を第十一条にいたしまして、次に第十二条にいたしまして極めて簡単な罰則規定を設けました。それは第七条、第八条のことに對する罰則規定であります。あとは大体このことに關しましての条文の整理をいたしたのでありますので、それが大体の修正事項になつてゐるのであります。どうぞよろしく御審議頂きたいと思つてあります。

○菊川孝夫君 「出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相當する金銭の支払がある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて」とこの銀行局のほうの最初の立案の趣旨ですがね。この「仕方を用いて」といふことは、私は取りようによつては、どうにでも取れると思ひます。例えば日本殖産なんかの場合には、いわゆる名の知れた国会議員あたりが、如何にもこれは健全なる投資で、これが日本にできたことは、欣快に堪えないといふ談話を本人が言われたか言わんかわからんが、日本殖産が書いて、僕はそれを資料として相当もつたのですが、ああいうのを、これはまあ国会議員の、而も昔有名な弁護士であつたといふような人が、こゝういつた推せんをしてゐるので大丈夫だろつといふようなことは、「誤解を生じさせるような仕方を用いて」といふふうに解釈するのですが、その点を

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

○小林政夫君 第一条の修正であります。これが拡張解釈される虞れがあるといふのは、具体的にどういふことを予想されたか。削除しなければならぬといふのは……

○委員長(大矢半次郎君) 「誤解を生じさせるような仕方を用いて」といふのであります。実はこれは、やつておる人は、決して誤解させようとは思ひませんが、若し万一誤解するような相手方が出て来ますと、やはり引つかかるのではないかと、これ、これは実は法務省ともよく相談したものであります。まあよからう、こゝういふことになりました。拡張解釈されないうような、きちつとした文だけで行かうといふことになつたのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、以上二案を一括して議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

○委員長(大矢半次郎君) 以上二案に對する質疑を行います。

一つ伺つておきたい。そういうのも含むかどうか。それが本人が知らんのにやつたといふことは、これは本人が日殖の關係かどうか知らんけれども、そういうものを一応含むかどうかといふことを想定して、原案のほうに入れておつたのかどうか、それを伺いたい。

○政府委員(河野通一君)　ただ抽象的に、この会社は非常に信用があります、この会社なり或いは匿名組合であります、この会社は非常に信用があります、この会社は非常に信用がありますというのをただ抽象的に言つておる。その一例として、例えば非常に有力な会社が顧問になつておられると言うこと自体は、この第一条に言つておる全額が返つて来るということ、を、誤解させるような仕方の中には入らないというふうに考えております。

○菊川孝夫君 併しこれを見てみますと、全額が返つて来るというのに、全額返らん。大体、会社が、俺のほうは、全額は三年なら三年の期間が満了したら返すということを言うけれども、こういう健全な、いい、誠に時宜に適した機関であると言つているとするのと、一つは保証しておるようなものです。これは誤解を生じると私は思うのです。こういうのを指しておると思ふ。原案は……。それじや非常に工合が悪い、というので衆議院で削られておりますので、そうすると、あなたのほうは、誤解を生じさせるというのはどうなのか、具体的に想定するものがあるのだから、こういう場合には誤解を生じさせるだらうという、やはり具体的にこういふ事実があつたので取締をなんとかしなければならぬといふので、この法律は立案されたので、

こういう今までやつたことで、個人の名前をあげる必要はありませんけれども、こういう実例があつた、こんなものは誤解を生じさせる、だから取締の対象になつておる、或いは今後こういうことをやるかも知れない、ということ、それをお伺いしたい。

○政府委員(河野通一君) この問題は、第一条の規定の趣旨はどこにあるのかということから御説明申上げたほうがいいのではないか。第一条は、法律的には観念構成としてはまるで違いますが、事実問題としては、二条との関連においてこの問題を考えなければならぬ。第一条で言うておられますのは、これは飽くまで出資金の受入方を押えているわけでもありません。併しそれが出資であるにもかかわらず、出資と違つた法律的特質を持つておるものである。

る。つまり預金と同じように、自己資本で構成するものでなくて、他人資本で、借入れておるものと同じような意味で、先ず元本は必ず返つて来る、こういうふうなものであるような、何と申しますか、相手方に誤解を起させる。そういうことを押えようというのです。つまりどういうことかと申しますと、出資でありますならば、それは本来持つておる性質というのは、非常にその事業がうまく行けば、その株の値も上りましよう。配当も非常に多額の配当が来る。併しその事業がうまく行かなければ配当は零になるのである。元も子もなくなるかも知れない。これは出資であります。それは、そういうものが出資であると思つて、その株式会社なり或いは匿名組合なりに入したというのであれば、それは、そこから先は自己責任である。それさ

えも私どもは、これは出資であるけれども、そういう出資まで私は、この会社はいいと思つて入つたのだから、その会社が悪かつたら、非常に誤解を起させたのだから保護してもらわなければならぬといつたような意味の保護まで与えようというのではない。今申上

げたように、確實に利益がついておつて、元本は必ず返つて来る、或いは元本以上ということもありましうが、少くとも元本までは必ず返つて来る。つまりその会社の企業がうまく行くことと悪く行くことと、株主に先んじてその債権は返つて来る、こういうふうなものであるような誤解を起させ、一方で、非常に調子がよければ配当をもらへる、併し万一非常に悪くなると元本までは返つて来ないようなものは、本来法律的にはあり得ないものである。

いところを両方兼ね備えているような誤解を起させるような出資の募集をしてはいけないのだというのが第一条の規定であります。従いまして、元本が必ず返つて来るものであるというような誤解を起させるような方法で募集してはならないというのがこの規定であります。従つてこの会社は非常に信用が大きいのですよというようなことを抽象的に広告することは、ここにいづている第一条の違反にはならない、こういうふうに解釈いたしております。但し問題は、極く具体的になりますと、その境といふものは実にむずかしい問題があると思ひますけれども、抽象的に一応申上げて恐縮でありますが、さように考えております。ここで「誤解を生じさせるような仕方を用いて」という言葉の具体例であります

が、これは注釈省のほうから答えて頂いたほうがよいと思いますが、例えば当社の株は公債に準ずるものであるといったような広告をしているものがある。これあたりは、今、公債という非常に何と申しますが、元本が必らず返つて来る信用の厚いものであるとい

うような誤解を起させる。そういつたことは、こゝでいつておるように、公債というものによつて、出資金の金額或いはそれを超える金額に相当する金銭の支払を約束されているという誤解をさせるようなものであるから、そういうふうなことはない。こういふようなことが現在まで現われている例としてあるのであります。なおそのほかの例につきましても、今法務省の關係官が来ることになつておりますから、なおお聞き取りを願いたいと思ひ

○菊川孝夫君　内藤さんに伺います
が、今のような銀行局長の説明であつたら、ちよつとこれは削除せられなくても、拡張解釈というようなことは起り得ないのじやないかと思うのですが、どうも御心配された点がどういふ点を御心配になつたのか、拡張解釈の虞れがあると判定されたか、その点を修正者として御意見を伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員（内藤友明君）　やる人は誤解させようとは思わんけれども、相手が誤解する場合がある。一人でも誤解した者があるとこれは大変になつてしまふのです。これは一人でも誤解した者があるということはおもしろくないじやないか。だから百人なら百人の中で二割くらいまで誤解した者がおつてはだめだということになつていれ

て、非常にそこは誤解という範圍が広いのですから、利害關係者は一人おつても、一人でも誤解した者が一人と引つばられてしまう。それじやおもしろくないじやないか。そこは常識でやつたらどうか。こういうことであります。

の法律に引つかかるとは思えないのですが、これはちよつと余りにも思い過ぎになつておるのじやないか。誤解を生ずるような仕方というのですから、そのうちの一人が誤解したということとは、いろいろな、知識水準にいたしましても、それから、ものの考え方にしても、いろいろの人が対象になるわけです。不特定多数の人間というのですから、いろいろなものがいるわけですから、その中の一人が誤解したから、これは誤解を生ずるもの、ということでは

わに誤解も生じさせるといふことは、私はこの法律に引つかれるといふことは、とてもそんなものに引つかけられることはないと思ふが、ちやと思ひ過ぎがひどいのじやないかと思ふのですが、どうですか。その点、これは考え方の相違ですから、あなたはそういうふうにな心配された、万人の一人を対象にして、万人の中の一人が誤解しておつたからこれに引つかかるかも知れないとおつしやるのだが、常識上考えましてもちよつと考えられないことだと私は思ふのですが……、それは何か具体的な事例でもおありになつたのですか。

○衆議院議員（内藤友明君） 実はいろいろな議論があつて、最後にこういうふうになつておつて、大蔵、法務両省に内々相談したのでありますが、削つても実害はないといふことで、これは

いたしたのであります。
○委員長(大矢半次郎君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め下さい。

○東隆君 これは取締り法規ですから、少し心配になる問題があるのです。保険業法があるのですから、保険の關係にはこれは問題はない。そこで共済關係の仕事が大部分であります。

○小林政夫君 今度衆議院で修正されて、七条を入れられて、貸金業の届出制度を規定されたのですが、これが従来の例でみると、届出のたいのなを大蔵省公認、こういうふうなことで、貸金業をやつておると言うか、少くとも、何と申しますか、勧誘員と言うか、外務員と言うか、この連中が、公認されてこういう登録番号があるという宣伝をしていて、こういうのは、どういう取締りに引つかかりますか。

○衆議院議員(内藤友明君) これは速記を止めて頂きたい。
○委員長(大矢半次郎君) 速記を止め

午前四時四十八分速記中止

午後四時五十分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

○平林太一君 こういうことを、根本の問題ですからお尋ねしたいが、衆議院において修正された内藤君に今日御質問しなければならぬ。これはやはり国家金融の、殊に大衆金融に關係する問題なんです。だから根本をこの修正案を出すについてお考えになられたかどうか。根本ということとは、既成の金融企業、今日二兆六千億円の内外の預金

を預つておる既成金融企業、これが大衆金融というものをしておればこういう事態は起きないわけなんです。ところが大衆金融というものをしていないから、このような法律を作らなければならぬ事態が出て来たんです。だから国会としてはやはり修正をする。現行の金融の事務をするんじゃない、こんなことは大蔵省に任しておけばいいことなんです。それでOKでいいわけなんです。これがよつて来るところがどこにあつたかということに正さなければ、いわゆる極めて冷徹なほかの問題とは違ひます。そしてこのいわゆる修正というもののに対する方法をおきめになったかどうか。それから第二に、この既成金融というもののに対しては全然法的な、例えば金利の問題でありますとか、貸付に対する拘束、こういうものが全然野放しになつておる。恐らく金利の問題等も、銀行関係者だけで協會等で金利の何をきめて、それでやつておる貸付なんです。今日の日本のいわゆる既成金融、いわゆるゆる二兆六千億の預金、これは銀行はいわゆる信用を受けて受けた放しなんです。銀行自体が何らの法律的制約を受けない。それから又一つの物的な対象としても何らしてない。ただ国家のほうでそういう間違はないんだというので皆預けておる。それはそれでいいわけなんです。だから貸付というものの対しても、二兆六千億の金融というものは大衆に対していわゆる信用を与えるということをしなくちゃいけない。それがいわゆる銀行企業の本則である。銀行はいわゆる預り金を無担保で受けて、信用で受けて、それから今度は無担保で信用によつて貸付け

る。これが既成金融企業といふゆる根本義なんです。原則なんです。ところが今日の既成金融企業というものはそれをしていない。いわゆる零細なる大衆金融といふものを全然してない。五万とか十万をしてないという事実は、現にそういうことがないから、大衆金融といふものが中小企業を初め困るから、これは心ならずも政府が国民金融公庫とか中小企業金融といふものを作らざるを得ないという場合に、何を苦しんでしようかということをするか。国家が背景になつて、いわゆる二兆六千億の金融機關に対する保証を与えてい以上、これにやらせりやいいじやないか。それは全く自由放任の形にしておいて、そして、この問題はこれだけでいいですよ。いいが、この根本をこの際正さなければ、これは百年河清を待つようなものだ。かような法律を作つても地へ潜つてしまふ、共産党と同じこと。庶民金融といふ従来のものが却つて犯罪者を出して、或いは高金利といふものが横行するといふ事態になる。だからそういうものを政治的にこれを解決するといふことは、既成金融企業といふものが大衆金融をどうして行くかという方法をとれば、こ

ういふものは自然消滅になり、法律の適用をされるというものはなくなつてしまふわけなんです。それをやるのが政治なんです、我々の。それをかようなもののお考えをされて、そうして何か取締をしてしまふ、こういううなことは政治じやないですよ。政治としては拙の拙なものです。法務省の出先機關、大蔵省の出先機關と国会はそれじやならぬ。それだから、これを出す以上は、既成金融企業に対するとにかくこの膨大なる二兆六千億円オーバーして五、六百億円あるようだが、五万とか十万とかといふ貸付を大衆企業に与えるという法律を国会でこれは作るべきなんだ。こういうことに對して御研究に相成つたかどうか。相成つた上でこれをしたのか。全然或いはそういうことをお考えにならずに、ただこれをおやりになつたのか。こういうことを一つ御意見と併せてこの際承わつておきたい。参考のために。
○衆議院議員(内藤友明君) 平林先生からお叱りを受けましたが、実は私もこの法律が出た時に、お降りの銀行局長にいろいろ小言を申し上げたのは、一体政府の金融行政は駄目じやないか。どうして大衆の金融といふことについてをもつと積極的に考えないのか。国民金融公庫だとか何とかあるけれども、雀の涙はどしか出さんようなことでは、これでは駄目だ。だからこ

やるぞなんというところは一つの魅力があつて入つたのじやないかというようなことも考えられますので、それでやはりそういうふうなことにしては取締らなければならぬのじやないかというので、実は衆議院の大蔵委員会では昭和二十六年からこの問題を取上げましていろいろやつておりました。お隣の河野さんにも、何か対策を一つ政府としても考えなければならぬじやないかということをお上上げておつたのでありますが、なか／＼お腰を上げられませんでした。漸くこの頃になつて政府がこの案を出して来られた。ところが事実上この問題について被害が莫大で、もうそろ／＼必要ないという時に、まあ細を編つておつたつてかまゝえようという恰好になつて来たので、甚だ残念なことでありましたけれども、併し新案のものが次から次へと出て来るというふうな法律が必要じやないかというので、実は多少悪いところがありましたので修正いたしまして、満場一致で通つて来た次第なのであります。勿論、今、平林先生のおつしやつた大衆金融というところにつきましては、衆議院の大蔵委員会でも実は関心を持ちまして、いろいろ大蔵大臣にも御注文を上げておるのでありますが、なか／＼おやりなさるのを実は残念に思つておるのであります。どうかこころあたりで御容赦を願ひたのでありますが、誠に申訳ありません。

○平林太一君 私のほうは、今お尋ねしたいと思ひましたことは、確かに御説明をなさるほうも内藤君だから……今後こういうものが必要のないような金融というものを何するとい

うことに対して、既成金融機関の融資の今後の方向というものを、これと相並行して行くものを作らなければならぬ。だからそれを一つどういうふうにおきめになるかということ、ここで大いに拍車を加えるという考えで私は申上げておつたわけです。こういうものが不必要になるようにしなくちやいかん。実際はそこで既成金融がやれば何でもないので、今日庶民金融でこういう法律を作らなければならぬという法律をやらなければならぬという事態が発生した。そういうものは既成金融が預つておる預金の何から行けば九牛の一毛なんだ。それでもこういうものが発生して来た。これは銀行局長に質しておきたいと思うのですが、今の既成金融企業をやつておるものとこの現在の貸付の態度というものは、これを究明するといふと、つまり利益に合わないからというわけですね、小さな貸付を多数やるということ、銀行経営の上において、利益金を得ることに、何と云うか、いわゆる非常に行かぬといふのだといふことなんだ。そうすると、既成金融企業というものは利潤というものを対象にした一つの企業になる以上、それはそういうことが銀行業者として言えるかも知れぬですね。併し今日政府がもう厳然たるつまり保証をしても、又今日既成金融企業というものは如何なる事態が起つても、革命が起らざる限りはどんな不況があつても今度のような事態に逢会するといふような事態は断じてないと思つてゐる。それでそれから、これが既成金融企業というものが零細は貸付をして、でき得べくんば、中小企業金融公庫であるとか国民金融

公庫というものが必要でないといふくらいに少額の金融をするといふことの措置を出させる。そうしなければ、今日の既成金融企業というものは余りにも龐大な利益を上げ過ぎておる。それで自己資金というものが毎年増大して行く。増大して行くところに、既成金融企業というものは今日政治的な権力をさへ持つて来た。由々しき問題なんです、これは。今日我が国において最もいゝゆる非民主的な傾向を辿つて、そしてその資本力を以てこの権力の増大を圖つておるの、昔は軍部あり、今日はいゝゆる金融資本による行為があるのだといふ、こういうことに、私は保守的な立場で言つてゐるのです。これは社会主義的な立場で言つてゐるのじやない。誤解がないようにしていただければ、いゝゆる金融資本というものが容易ならぬ国家のいゝゆる危険をどこかに孕んで行く。そういうこと、性格を直すために、今日は速かに五万から十萬の何をどうし／＼貸す。五万や十萬の貸付をしたものには決して回収不能はない。それに対する事務費というものはかかる。併しそれに対する利益金というものは預金を欠かなければ銀行は何でない。現に国民金融公庫というものが如何に今日回収率がよいかといふことは、あの自己資本を見てもよくわかります。ですから、貸付の回収が悪いといふのは、みんな大資本で貸したのが大きく焦げ付きになつてゐる。それでオーバー・ローンしてゐる。オーバー・ローンの責任は大衆にはない。大衆の零細なる貸付といふものは、ここに私は金利といふものを何すれば鋭袖一触、この零細企業に對す

るいゝゆる零細金融の処置を講ぜられるところの方途が講ぜられる。そうすれば、利息もなせ安、それは預り金が安いもので、これは当然利息も安い、これは当然だ。この点をこの際、銀行局長から大経綸を伺いたいと思ふ。この点はこの問題とは別個の問題である。法律といふのはやはり適用をするのは国家の不幸なんだ。適用しなくてもいいように庶民にそういうようなことの処置ができておるというところが第一の問題ですから、これを参考のために伺つておきたい。

○政府委員(河野通一君) どうも私も微力ですが、御満足の行くようなことができないことは申訳ないのであります。併し、私は、今までいゝゆる銀行を中心とする既成の金融機関に對して全く放任しておつたといふようなことはやつて参つておりません。できるだけそれが今お話のありましたような国の再建なり国の経済を建て直して行くためにプラスになるような方向へ、金融といふものが進まなければならぬといふ方向で考へて参つております。併しながら、これを極端にあらゆる点まで国の意思通りに動かそうといふことになりますれば、これは金融業を営にしてしまふといふところまで行かなければ、これは一切できないと思ふ。併しそんなところまでやる必要は私はないと思ひますが、問題は、要は程度問題だと思ふのであります。今お話のようなことで、できるだけ金融業といふものがただ儲け本位の自分勝手な行為をするのでなしに、公の使命に徹して国の経済をよくするようにならなければならぬ。従来からそういう努力をして参つて来ておりますし、今後ともそういうつもりでやつて参りたいと思ひます。ここで一つだけ申上げておきたいのは、私どもがこの法律を御提案申上げました趣旨は、決していゝゆる街の金融機関と申しますか貸金業者等を弾圧する、そういう趣旨の気持は少しも入つておりません。私どもは、それが世の中の人々に、善良なる公衆に迷惑を及ぼすようなことがあつてはならぬ、そのことさえなければ、私どもは、これらが社会的必要から起つて来たものでありますから、貸金業者の活動といふことは当然にそれは社会の需要に應ずるものだといふふうな考えでおるのであります。私どもは貸金業者等のこの正常なる業務といふものを弾圧するとか或いは禁止するといふような建前でこの法案を提出したのではない。それらが正しく業務が行われるならば、それはやはり社会的にも必要なものであるといふ観点に立つておる。これは平林先生は誤解されておるとは思ひませんが、念のため私どもの氣持だけ申上げておきたいと思ひます。

それからもう一点は、既成の金融機関は多くの預金者を抱えております。従つて、この預金者を保護するといふ観点は、勿論、国がこれに對して非常に強いバックをいたしておりますことは事實でありますけれども、それは決して国が預金者に対して損失補償をしておるわけではない。従ひまして預金者の保護を図るという観点からいいますならば、むしろその融資活動等においてはその回収が確實であることをいつも考へなければならぬ。ここにやはり社会の政策といひますか、そういうた

○藤野繁雄君 株式会社ですね、第九
条第一項の法人は……。

○政府委員(河野通一君) 二条第三項

ことが、現在の貸金業等の取締りに関

思ふのでございますが、現在において
はこれに対して特に差別を設ける必要

場合におきましては、なせそのいふことになつたのかというと、政党献金と

れは重光葵——今思い出した、これは

連記にも付けておく。こういうのが関連してあるというわけですね。それだから、こういう事態に対して今更これを取締るなどとして、政府提案である……その政党献金の責任者というものは、いわゆる自由党の場合におきますれば、幹事長の佐藤榮作のいたしたことは、内閣総理大臣であるところの吉田茂である。その吉田茂が責任者としてこれは提出したところの法律案である。これに賛成をいたすというようなことは多々あります。かくのごときことを奨励するということになる。ゆえに、これを提出した責任者が大蔵省の事務当局によつて出されたというものであるならば別である。併しこのよつて来たる、かくのごとき法律を出さざるを得ない淵源とすることが政府である。こういうことになりましたれば、政府の当事者である、代表者である吉田内閣総理大臣であるということになれば……これが次期国会において改めて別な内閣によつて提出された場合におきましてはおのずから欣然賛成するのであらう。今日の場合は反対の意をここに明らかに表明する。これが第一の理由である。

て来る法律案というものは、議員立法の場合には別である、いわゆる総理大臣吉田茂の名において出して来るところの法律案というものは、日に「否決して行くことが、立法院と行政府のけぐめを付けるところのいわゆる最後の大きな問題である。政府の存在を許すことが大事か、国会の存在を崩壊すること、を微弱になることを黙認すること、が大事であるかというところは極めて明らかであります。私は、国会の審議機、国会の、殊に参議院における性格、この指揮権発動に対するこれを議決したその責任において、本案に対して明らかに反対せざるを得ない。反対するということをここに表明して、以上の二点を以て反対の理由とするものであります。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議なしと認めます。それではこれより採決に入ります。

先ず、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案について原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決されます。次は、証券取引法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決されます。なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと思ひます。それから両案を可とされた方の多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎	土田 国太郎
藤野 繁雄	成瀬 幡治
白井 勇	小林 政夫
岡崎 眞一	東 隆

○小林政夫君 銀行局長と法務当局にお聞きしておきますが、類似保険の取締りについて、予算委員会、或いは本委員会において各大臣に強く要望しておりますが、その後どういふふうに行なわれておりますか。

○政府委員(河野通一君) 類似保険の問題につきましては、先般来当委員会でも小林委員からも御質問ありまして、現在どういふふうな現状になつて

いるか、いろいろ御説明申し上げたのであります。あのとき御説明申し上げましたように、形態はいろいろあるわけでありましたが、私どもは前々国会からの経緯もありまして、衆議院において議員提案によつて出ております中小企業等協同組合法の改正としての、中小企業等協同組合が行う共済組合の問題について、いろいろ検討を加えて参つたのであります。然るにこの法案に対して、政府が新しい別の法案を提出するか、或いは今継続審査の形になつております衆議院の議員によつて提案されておる法案を直して頂くか、そういうような点で御折衝申し上げて参つたのであります。現在まで衆議院のほうで各党の間で話し合いがつかないという現状になつております。而も会期も非常に切迫いたしました関係もありまして、この問題については、当初私はこの国会において政府において御提案申し上げることを申し上げたのでありますけれども、只今のところではちよつと間に合いかねるのではないかと、このことを申し上げざるを得ない段階に参つております。それから、そのほかに農業協同組合等が行なつております共済事業につきましても、同様の観点からこの中小企業等協同組合の行います共済事業について法制化を図りたいというところを考慮しておりますが、中小企業等協同組合についての共済事業について、今申し上げましたようなことになつておりますので、この問題について、政府で提案することは、この国会には間に合わないという現状になつております。ただ私どもも承知いたしておりますところでは、農業協同組合等の

いように善処したい、かように考
えておるわけでありませう。

○小林政夫君 前回は申し上げたよう
に、又あとの祭りにならないように、
十分政府内部において意見をまとめら
れて、次回国会までには何分の成案を
得てもらうように強く要望しておきま
す。

実は、昨日の陳情請願の小委員会
で気がついたわけでありませうが、葉た
ばこの収納所というものが、かなり全
国的にはまだ不足している。今後収納
所を作らなければならぬ。こういう
状態のようですが、一体もう現在の作
付面積に対して、もうあとどれだけ収
納所を作ればいいのか。そうしてそれ
に対する経費というものはどれだけか
かるのか。先ずその点を御答弁願いた
い。

○説明員(三浦道義君) 昨日の小委員
会で申し上げた数字等について、補
足して御説明申し上げたいと思ひます。

全国の葉たばこ収納所の数が、昨日
申し上げた数字を若干上廻りました。
て、九百五十カ所ほど設けておりま
す。そのうち常設的に専売公社とし
て設けておりますのが、約半数の四
百八十三カ所。従いまして残りの半
四百六十七カ所は、臨時的にその都
取扱所を設けるという形になっており
ます。これは学校とか農業協同組合
の構内とか、そういう場所を一時借
用して取扱ひをするという形になつて
おります。然らばこの半数のものを常
設の取扱所にする必要があるかとい
うことになりませう、必ずしもそう
いふわけではありませう、それ／＼の地
域によりまして、収納の事務を行いま
す期間というものが、場所によつては

僅か二、三日で済むようなところがご
ざいますし、そういうところには必ず
しも常設の取扱所を設ける必要がない
というふうなことからいたしまして、
現在の状態におきまして、常設の収納
所をどれだけの数を設ければ需要を充
足し得るかということになりますと、
大体七十カ所ほど常設の取扱所を設け
れば足りるというふうに考えておりま
す。

それから、その建設の費用でござ
います。大体のところを申しまし
て、土地が一カ所につきまして千坪、
その中に建物が一カ所、その費用を概
算いたしまして、約一千万円という見
積りをいたしております。今年度は、
できれば二十カ所くらいということ
を昨日申し上げましたが、実際上は恐らく
十四カ所、一億四千万円ほどの経費
を見込んでおる次第でございます。

○小林政夫君 これは昨日も強く申上
げておいたのですが、今日監理官が来
ないというのが甚だ残念ですが、これ
は平林さん、よく聞いておいてもら
い、このだけども、こういう作業場
類するものをあとにしておいて、あ
の豪壮なビルディングを公社の建物
とするというふうな専売公社の経営セ
ンスというものが非常に我々には落
ちない。甚だ都合が悪いと思ひます。これはは
つきり速記にとどめておきますが、今後
十分専売公社の経営について、経営
事務がそういう点に意を用いるよう
に、監理官のほうにおいても十分監督
をされることを要望しておきます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に請願及
び陳情に関する小委員長の報告を願
います。

○小林政夫君 請願及び陳情につきま
して、小委員会における審議の経過
及び結果を御報告申し上げます。

昨日第三回目の小委員会を開きまし
て、各委員の意見及び政府の見解を十
分に聴取いたしました。慎重に審議を
いたしましたのでありますが、その結果は
次の通りであります。

請願第五十二号、第四百四十九号、第
三百十九号、第三百六十号、第四百
二号、第五百九十八号、第六百六十
四号は、生糸に対する原糸課税が消費
負担とならず、養蚕家に転嫁されて、
実質的に繭価の下落となり、農民収
入の結果となる。又養蚕意欲を低下
せ、生糸の輸出貿易に及ぼす影響も大
きいから、生糸に対し課税せられない
ようにとの趣旨であり、請願第二百三
十一号、第八百九十三号、第六十五
号、第六十六号は、昨年六、七月水
害における北九州の被害は莫大に類に
上り、これが復旧に要する借入金及び
これに対する利子も多きは一千万円に
も達し、水害以来多額の借入金と入
減の町村財政ではその負担に堪えられ
ないから、復旧資金に対する融資の枠
拡大と、これに対する利子補給の措置
を講ぜられたいとの趣旨であり、請願
第七百四十一号は、宮崎県都農町が
県下における有数の生産地であるにも
かかわらず、収納施設を持たず、毎年
収納期には学校の講堂を臨時借用して
収納に当っている有様であるから、速
かに都農町に葉たばこ収納所を設置せ
られたいとの趣旨であり、請願第八
百二号は、電源開発が我が国の自立
経済達成上の不可欠の緊要事であるが、
新規発電設備が従前のものに比し著
しく高価となつて現状に鑑み、電源

開発工事予定計画の遂行に關し、財政
投資の増額と、日本開発銀行貸出金利
の引下げを實現せられたいとの趣旨で
あり、いずれも妥當と考えられます。

よつて以上請願十三件はいずれも採
択すべきものと決定いたしました。

陳情第六百九十四号は、宴會が多額
の金が必要であり、個人の金を以てし
ては到底賄ふことができず、自
然、公費、社費によつて行われるた
め、国、公共団体、会社、組合等の経
費が浪費されることとなつて、汚職、
賄賂の犯罪原因となり、延いては政
界、官界、財界の腐敗を來す結果と
なつてゐるから、公費による宴會を抑
制する対策を講ぜられたいとの趣旨で
あり、陳情第十六号、第四十四号、第
七十五号は請願第五十二号と同趣旨で
あり、いずれも妥當と考えられます。
よつて以上陳情四件はいずれも採
択すべきものと決定いたしました次第で
あります。

請願第二千四百四十八号は、戦時中
の企業整備による強制供出、機械器具
買上金を現在物価指数に換算して返還
せられたいとの趣旨であり、陳情第六
百七十七号は、同じく企業整備業者
が、戦後復元に當り借入れた借入金の
分割返済金を所得控除せられたいとの
趣旨であり、以上請願一件、陳情一件
は、いずれも採択せざるものと決定
いたしました。

の意見が多数委員より述べられました
ことを、併せて御報告申し上げます。

なお本国会において本委員会に付託
されました請願及び陳情のうち、給
所得に対する所得税の基礎控除引上げ
の請願、生命保険の所得税等軽減に關
する請願、特殊積雪寒冷地の所得税特
別控除等に関する請願、国内産畜産
消費税停止等に関する請願、東京都百
人町公務員アパート撤去に関する請
願、たばこ小売の利益率引上げに關
する請願、換地清算交付金融資に關
する請願、昭和二十八年海外引揚者の諸課
税猶予に關する請願、外資及び外国技
術導入による日米石綿社設立反対の請
願、繊維消費税反対に關する請願、揮
発油税軽減に關する請願、紙の物品税
撤廃に關する請願、砂糖消費税引上げ反
對に關する請願、山口県徳山湾内沈没
元軍艦河内山下に關する請願、陶磁
器製タイルの物品税軽減に關する請
願、乗用自動車物品税軽減に關する請
願、福島県倉敷署倉庫存置に關する
請願、化粧品物品税撤廃に關する請
願、建築板金業の所得税減免等に關
する請願、炭鉱労働者医療救護施設使
用料免除に關する請願、物品税撤廃に
關する請願、果汁および果汁飲料の物
品税軽減に關する請願、貸金業法存続
に關する請願、公認会計士法の一部改
正に關する請願、新聞巻紙の輸入関
稅率減免反対に關する請願、夜勤手
當の免除に關する請願、旧外貨有効化
に關する請願、閉鎖機關令改正に關
する請願、公認会計士法の一部を改正す
る法律案に關する請願、鉄床補てん費
控除制度実施に關する請願、福岡県八
幡税關の支署昇格等に關する請願、千

葉少年鑑別所敷地使用承認取消に関する請願、ダム建設に伴う補償金免稅の請願、国有財産特別措置法中一部改正に関する請願、電気冷蔵庫の物品稅輕減に関する陳情、納稅事務手續の簡素化に関する陳情、卸売業者に対する法人稅法上の貸倒引当金増額の陳情、銅合金鑄品の物品稅輕減に関する陳情、配当所得の源泉徵收稅率引下げ等に関する陳情、富士山頂払下げに関する陳情、門司稅関下關出張所の支署昇格に関する陳情、金融引締め緩和に関する陳情、勤勞所得稅輕減に関する陳情、昭和二十九年國庫支出金増額に関する陳情、災害復旧事業費のつなぎ融資償還延期等に関する陳情、國家公務員共済組合法附則第九十一条改正に関する陳情。

以上請願百五件、陳情三十九件は、いずれも現狀においてはなお檢討を要するもの、又は國會提出法案により措置済のものである等の理由で留保するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 只今報告がありました請願及び陳情につきまして、いずれもその報告通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議なしと認めます。よつてさよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された

一、北海道における国有の緊急開拓

施設等の譲与に関する法律案(衆)
(予備審査のための付託は五月二十二日)

昭和二十九年六月十六日印刷

昭和二十九年六月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局